

日付： 2023/09/16 14:15

差出人：西山紀男（OCN） [qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp](mailto:qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp)

宛先： 岩永法律事務所（川本） [iwanaga.lawoffice3@sand.ocn.ne.jp](mailto:iwanaga.lawoffice3@sand.ocn.ne.jp)

件名： Re: 遺言書について

弁護士 岩永 隆之 様

12日の遺言書検認にご参加いただきありがとうございました。

首記の件、遺言書の内容を拝見いたしました。

キミエ母生前の直筆（西山キミエの筆跡画像.pdf）を添付します。

遺言状の筆跡とご照合ください。

送付いただきました「遺言書」は、明らかに辻恭子と俊雄の欲望により強制されてキミエが書かされたものと判断します。

- 1、記述内容は、泉町の土地を恭子に譲渡する件のみである。
- 2、障害者で長期入院させている和子と絃二への思いやりの片鱗もない。
- 3、西山家を継ぎ、先祖の祭祀法要を営んでいる長男の紀男には何も触れていない。
- 4、遺言書の署名「キミエ」は登記されたものではない。  
封書には本名の「キミエ」と記述しているのは、後で気づいたか？
- 5、キミエが障害者の和子と絃二のことを恭子に託したのであれば、証拠となるものを公開して欲しい。  
証拠の1つは出てきた、平安社の葬儀契約から和子と絃二は除外され、孫の朱美と竜也を指定していた。
- 6、当遺言書が書かれた時期は、認知症が進行していた。  
2年後の平成16年、キミエは認知症認定のために恭子が頼んだ担当官を追い返した。  
その翌年、本原の老人ホームに入居している。
- 7、この遺言書が書かれた以前およびそれ以降、キミエ母には何度も会っている。  
遺言書を書いている件についてはキミエ母から何も伝えられていない。

以上のことから、これはキミエの意志による遺言書とは認めない。

また、現時点、成年後見人からは何も引き渡されていません。

辻恭子は、当件以外にキミエの資産から数々の横領と窃盗（通帳、印鑑、権利書、土地売買契約書、等の文書類）を重ねていました。

相続にあたり、財産目録を作成するまでの過程が困難なようです。  
訴訟手続きを含め、先生のご支援をお願いいたします。

道後湯之町 西山 紀男